

## 生活保護法の一部改正に伴う指定医療機関制度の見直し等の概要

### 1 改正法における指定医療機関制度の見直し

#### (1) 指定医療機関の指定要件及び指定取消要件の明確化

##### ア 指定の要件

生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号。以下「改正法」という。）による改正後の生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「新法」という。）改正法第 49 条の 2 第 2 項各号（欠格事由）のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしなければならないものとしたこと。また、同条第 3 項各号（指定除外要件）のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしないことができるものとしたこと。

##### （欠格事由の例）

- ・当該申請に係る医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局ではないとき。
- ・開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・開設者が、指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
- ・開設者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

##### （指定除外要件の例）

- ・被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

##### イ 指定の取消要件

指定医療機関が、新法第 51 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとしたこと。

##### （取消要件の例）

- ・指定医療機関が、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局でなくなったとき。
- ・指定医療機関の開設者が、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ・指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があったとき。
- ・指定医療機関が、不正の手段により指定医療機関の指定を受けたとき。

#### (2) 指定医療機関の指定の有効期間（指定の更新制）の導入

指定医療機関の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失うものとしたこと。（新法第 49 条の 3 第 1 項関係）

## 2 改正法の施行に伴う経過措置等

指定医療機関の指定については、改正法の施行に伴い、(1)～(3)に掲げる経過措置等を設けている。

### (1) 改正法におけるみなし指定

旧法の指定を受けている指定医療機関は、施行日において新法第 49 条による指定を受けたものとみなされるものとしたこと。(改正法附則第 5 条第 1 項関係)

### (2) みなし指定の有効期限

改正法の施行(平成 26 年 7 月 1 日)の際、改正法の規定による指定医療機関の指定があったものとみなされた指定は、施行日から 1 年以内に指定医療機関の申請をしなければ、当該期間の経過によって効力を失うものとしたこと(平成 27 年 7 月 1 日付で失効する)。(改正法附則第 5 条第 2 項関係)

### (3) 最初の更新日の取扱い

改正法の施行(平成 26 年 7 月 1 日)の際、改正法の規定による指定医療機関の指定があったものとみなされた指定に係る施行日以後の最初の更新は、施行日から 6 年を経過する日までではなく、施行日から健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 68 条第 1 項の規定により同法第 63 条第 3 項第 1 号の指定の効力が失われる日の前日までの期間を経過する日までに行うものとしたこと。ただし、施行日から 1 年以内に当該前日が到来する場合にあっては、当該前日から 6 年を経過する日までに行うものとしたこと。